

第九十七号議案

江戸川区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年十一月二十七日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
 江戸川区職員の退職手当に関する条例（昭和三十二年十月江戸川区条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号中「三百六十」を「四百二」に改め、同項第二号中「三百」を「三百三十五」に改め、同項第三号中「二百四十」を「二百六十八」に改め、同項第四号中「百八十五」を「二百七」に改め、同項第五号中「百六十五」を「百八十五」に改め、同項第六号中「百五十」を「百六十八」に改め、同項第七号中「百三十」を「百四十六」に改める。

附則第十二項第三号中「六十」を「六十八」に改める。

附則第十三項第三号中「期間 二十」を「期間 二十二」に改める。

付 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（説明）

地域手当の支給割合の改定等に伴い、現行の支給水準の範囲内で、在職期間中の職務及び職責に応じた貢献度をより一層反映させるため、退職手当の調整額に関する規定を改める必要があるので、本案を提出いたします。